

## 東京都教育会提言146 道徳科授業における問題解決的な学習の工夫

『中学校学習指導要領解説 特別の教科 道徳編』は、「人間としての生き方についての自覚は、人間とは何かということについての探究とともに深められる」と示している。

道徳科授業は、「人間としての生き方の自覚」という特性を踏まえて、「教師と生徒がともに語り合うこと」を期待している。

そして、「これまでの道徳科授業は読み物教材の「心情理解」のみに偏った形式的な指導になりがちであった」という指摘を踏まえ、『学習指導要領解説特別の教科 道徳』（以下学習指導要領解説と記す）では、「体験的な学習」と並び問題解決的な学習を有効に活用することを示している。

また、「人間としての生き方に」について「多面的・多角的」に考え、「話し合いや議論」することを通して、「主体的に学ぶ」ことができるようになることが大切である。

さらに、道徳の教科化に際して学習指導要領解説は、「特定の価値観を押し付けたり、主体性をもたずに言われたままに行動するよう指導したりすることなく、多様な価値観の、時には対立がある場合も含めて自立した人間として、国家・社会の形成者としてよりよく生きるために道徳的価値に向かい、いかに生きるべきかを自ら考え続ける」ことを各章で繰り返し述べている。

このことは、道徳科の趣旨である「内面的資質としての道徳性を主体的に養っていく」ために教師がこれまで以上に広い視野をもち柔軟な授業実践を求めていると言える。

### 1 道徳科における問題解決的な学習

問題解決的な学習については、学習指導要領解説の第4章指導計画の作成と内容の取扱いの第3節の5「問題解決的な学習」など多様な方法を取り入れた指導において、「問題解決的な学習や体験的な学習を有効に活用することが大切」であるとしている。

問題解決的な学習とは、「生徒一人一人が生きる上で出会う様々な道徳上の問題や課題を多面的・多角的に考える」ことや「主体的に判断し実行し、よりよく生きていくための資質・能力を養う」ためのものである。

道徳科授業は、自己を見つめ人間としての生き方について深く考え、適切な行為を主体的に選択し、行為することができる実践意欲と態度を着実に身につける時間でなければならない。

具体的には、教材の主人公や教材のある場面から、道徳的な判断や心情、行為の誤りを指摘したり、複数の道徳的価値が衝突するときに生じる問題・課題を把握したりすることが授業のポイントになる。

その際には、人間としての迷いや悩みにかかわる問題・課題を生徒が問い合わせて絞り込むことや、その解決のためにどのような判断や心情が大切なのか、生徒一人一人が自分自身の結論として納得できることなどが大切である。

さらに、他の教科等で日常生活の問題をおろそかにしない態度や、それがなぜ起きたのかを考えようとする探究的な態度を養うことも重要である。

## 2 学校における組織的な取組みとして

学校においては、問題解決的な学習を各学期に1回は行うなどの計画をつくり、道徳担当教員が学年会において授業計画を提案する方法もある。

例えば、学年がチームとなって問題解決的な指導方法に関わる適切な教材を教科書から選択し、次学年へもその年度の成果を引き継ぎ、道徳科授業の指導力向上にもつなげることが効果的である。

道徳科の教科書には、そういった議論を中心に据えることができる教材も、たくさん準備されている。

学校は、道徳科授業を組織的に継続指導することで、道徳科の目標である「道徳的諸価値の理解を基に、自己を見つめ、多面的・多角的に考え、人間としての生き方についての考え方を深める」という生徒像の実現に近づけることができる。

道徳科授業においては、「問題解決」のための方法について議論や、グループでの合意形成活動に主眼が置かれ、行動や方策のみを発表するような授業は、冒頭で述べたように道徳科の目標から離れてしまう。

道徳科授業においては、手法の工夫や使用するツールの活用のみが道徳科授業の目的にならないことが大切である。

道徳科授業は、問題解決的な学習を通して、個々の子供自身の生き方や人間としての生き方について深く考えさせることが主眼であり、生き方について考える場面をどのように設定するのか、学校における道徳分掌部会や学年会、校内研修会等における積極的な議論を期待する。